

給与支払報告書（個人別明細書）の記載について

◇記入に際して特に留意する事項

年号及び記載項目について毎年変更があるため、以前の様式は使用しないでください。

「給与所得者の配偶者控除等申告書」に基づいて控除した配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額を記載してください。

	年齢要件
老人扶養親族 (老人欄)	70 歳以上(昭和 31 年 1 月 1 日以前生)
一般扶養親族 (その他欄)	23 歳以上 70 歳未満 (昭和 31 年 1 月 2 日から平成 15 年 1 月 1 日生) 16 歳以上 19 歳未満 (平成 19 年 1 月 2 日から平成 22 年 1 月 1 日生)
特定扶養親族 (特定欄)	19 歳以上 23 歳未満 (平成 15 年 1 月 2 日から平成 19 年 1 月 1 日生)
特定親族 (特親欄)	19 歳以上 23 歳未満で合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下 (平成 15 年 1 月 2 日から平成 19 年 1 月 1 日生)
年少扶養親族 (16 歳未満欄)	16 歳未満(平成 22 年 1 月 2 日以降生)

※扶養親族の年齢要件に注意し、扶養人数を記載してください。

特定親族特別控除の適用を受ける場合、特定親族特別控除の人数、額、控除対象扶養親族の該当者の区分欄に次のように記載してください。

特定親族 特別控除 の額	区分 (特定親族が 居住者)	区分 (特定親族が 非居住者)	合計所得金額
63万円	10	11	58万円超 85万円以下
61万円	20	21	85万円超 90万円以下
51万円	30	31	90万円超 95万円以下
41万円	40	41	95万円超 100万円以下
31万円	50	51	100万円超 105万円以下
21万円	60	61	105万円超 110万円以下
11万円	70	71	110万円超 115万円以下
6万円	80	81	115万円超 120万円以下
3万円	90	91	120万円超 123万円以下

控除対象配偶者または、配偶者特別控除の対象となる配偶者及び扶養控除の対象となる扶養親族の氏名、フリガナ、**個人番号**を記載してください。

国内に住所を有しない控除対象配偶者または 16 歳未満の扶養親族については、右側の「区分」欄に丸を記載してください。また、控除対象扶養親族が国内に住所を有しない場合には、以下の内容に応じて区分の欄に数字を記載してください。

- ①30 歳未満または 70 歳以上の者・・・01
- ②30 歳以上 70 歳未満で国外に留学している者・・・02
- ③30 歳以上 70 歳未満で障害者・・・03
- ④30 歳以上 70 歳未満で 38 万円以上送金を受けている者（生活費又は教育費）・・・04

【令和8年度変更点】新たに特定親族特別控除の創設、給与所得控除・基礎控除（所得税のみ）の見直し、扶養親族等の所得要件額の引き上げが行われています。提出の際には特にご注意ください。
なお、内容に不備がある場合は電話等での問い合わせや、再提出を求める場合がありますのでご了承ください。

⑧ 給与支払報告書（個人別明細書）

支 払 を 受 け る 者		住 所 愛媛県新居浜市一宮町5丁目10番10号	氏 名 (フリガナ) ニイハマ タロウ 新居浜 太郎	(受給者番号) 0000-1111-2222-3333 (個人番号) 012345678901 (役職名)	
種 別	支 払 金 額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額	
給与・賞与	8,752,700	6,777,430	4,703,250	0	
(源泉) 控除対象配偶 の有無等	配 偶 者 (特 別) 控 除 の 額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)	16歳未満 扶養親族 の数	障害者の数 (本人を除く)	
有 従有	老人 控 除 の 額	特 定 老 人	特 親	非居住者 である 親族の数	
○	380,000	1	1	2	
特 定 親 族 特 別 控 除 の 額	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除額	
630,000	485,000	68,250	50,000	109,900	
(摘要) (前職分) 新居浜市役所 支払金額 1,500,000円 社会保険料 245,000円 源泉徴収額 56,000円					
金 庫 保 険 料 の 内 容	新 生 命 保 険 料 の 金 額	旧 生 命 保 険 料 の 金 額	介護医療費 保険料の金額	新 住 民 年 金 保 険 料 の 金 額	
住宅借入金等 特別控除の 額の状況	150,000	85,000	24,000	25,400,000	
住宅借入金等 特別控除の 額の状況	254,000	H30 年 10 月 10 日	住宅借入金等特別 控除区分(1回目)	住宅借入金等 年末残高(1回目)	
住宅借入金等 特別控除の 額の状況			住宅借入金等特別 控除区分(2回目)	住宅借入金等 年末残高(2回目)	
氏 名	新居浜 花子	区 分	380,000	25,270	
個人番号	1234567890123	区 分			
氏 名	新居浜 イチロウ	区 分			
個人番号	234567890123	区 分			
氏 名	新居浜 アイコ	区 分			
個人番号	345678901234	区 分			
氏 名	新居浜 フユミ	区 分			
個人番号	456789012345	区 分			
氏 名	新居浜 アキコ	区 分			
個人番号	567890123456	区 分			
氏 名	新居浜 二郎	区 分			
個人番号	678901234567	区 分			
氏 名	新居浜 三郎	区 分			
個人番号	789012345678	区 分			
氏 名	新居浜 冬子	区 分			
個人番号	890123456789	区 分			
氏 名	新居浜 秋子	区 分			
個人番号	901234567890	区 分			
氏 名	新居浜 太郎	区 分			
個人番号	012345678901	区 分			
中途就・退職	受給者生年月日	元号	年	月	日
7 4 1	昭和	50	1	1	
支 払 者	住 所 (居 所) は 所 在 地	愛媛県新居浜市一宮町10番10号	氏 名 又は 名称	株式会社 あかがねカンパニー	(電話) 0897-55-0555

未成年者とは18歳未満（平成20年1月3日以降生）の方です。

社印押印は不要です。

受給者の個人番号（マイナンバー）を記載してください。

フリガナは正確に記載してください。

通称名等、住民票と異なる氏名を記載しないでください。

所得金額調整控除がある場合は控除後の金額を記載してください。

控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者及び扶養控除の対象となる扶養親族のうちに非居住者がいる場合並びに 16 歳未満の扶養親族のうちに国内に住所を有しない者がいる場合には、その人数を記載してください。

新・旧など生命保険、個人年金の契約に注意して控除額を記載してください。生命保険料等の支払金額は、住民税の生命保険料控除額算出の際に必要なになりますので、摘要欄下の「生命保険料の金額の内訳」欄に必ず記載してください。なお、生命保険料控除額については、**1円未満の端数は切り上げ**となりますのでご注意ください。

就職前に他の支払者が支払った給与等を通算して年末調整を行った場合は、前職分の給与支払者、支払金額、社会保険料、源泉徴収税額を記載してください。

年末調整をした受給者のみ基礎控除の額を記載してください。

住宅借入金等特別控除の控除申告書等を参考に区分を記載してください。

住…一般の住宅借入金等特別控除（増改築を含む。）の場合
 認…認定住宅の新築等に係る住宅借入金特別控除の場合
 増…特定増改築等住宅借入金特別控除の場合

なお、住宅の新築、取得等が、

- ・「特定取得」（特別特定取得以外）の場合は、「(特)」
- ・「特別特定取得」（「特例取得」及び「特別特例取得」含む）の場合は、「(特特)」
- ・「特例特別特例取得」の場合は、「(特特特)」
- ・「特例居住用家屋」又は「特例認定住宅等」の場合は、「(特家)」

を、区分の後ろに記載してください。
※居住開始が令和5年1月1日以後の場合は、「(特)」、「(特特)」及び「(特特特)」の区分の対象となりませんので記載は不要です。

配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けた場合は、令和7年中の配偶者の合計所得金額を記載してください。**(収入金額ではなく、合計所得金額です。)**なお、年末調整を行っていない方で、源泉控除対象配偶者を有している方は、所得の見積額を記載してください。

受給者生年月日の元号については漢字で記載してください。個人を特定するために必要となりますので、必ず記載してください。

◇租税条約該当者、海外出国者について

租税条約該当者の場合	租税条約該当者の場合は、税務署へ提出する「租税条約に関する届出書」の写しを課税課へ提出していることを確認し、摘要欄に「租税条約該当者」と朱書きしてください。
海外出国者の場合	摘要欄に出国先と出国日を記入してください。また、賦課期日である令和8年1月1日に新居浜市に居住している方については、「納税管理人申告書」を課税課へ提出してください。